

平成21年2月26日
長崎県警察本部訓令第2号

長崎県警察の人事記録の取扱いに関する訓令

(概要)

この訓令は、長崎県警察職員の人事記録の作成、保管及び取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は次のとおり

- ・ 管理責任者等
- ・ 保管方法
- ・ 記録の移管 等